

3 消安第 6286 号
令和 4 年 2 月 17 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 金子 原二郎
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる飼料添加物を含む飼料に係る飼料一般の成分規格及び製造の方法の基準を改正すること。

25-ヒドロキシコレカルシフェロール



飼料添加物 25 - ヒドロキシコレカルシフェロールの規格及び基準の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

25 - ヒドロキシコレカルシフェロールは、ビタミン D3（コレカルシフェロール）の代謝物であり、飼料添加物として牛に給与することで、飼料の栄養成分を補給することが期待される。

海外では、米国において既に牛用飼料に使用されている。

国内では、平成 28 年に 25 - ヒドロキシコレカルシフェロールが豚又は鶏用の飼料添加物として指定されている。本剤について、牛用飼料への対象家畜適用拡大が要望された。

今回、食品安全委員会の意見を聴取する改正については、令和 2 年 12 月 21 日に農業資材審議会より適当との答申を得たところである。

2. 改正の概要

要望のあった 25 - ヒドロキシコレカルシフェロールについて、牛用飼料 1 トン当たり 100 mg を上限として添加することができるよう、飼料一般の成分規格及び製造の方法の基準を改正する。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの当該物質に係る食品健康影響評価の結果を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正の進めを進める。